

No. 質問		回答
1	証明書の発行対象者を教えてください。	府中市特定創業支援等事業のセミナー等（経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身につく、4回以上のセミナー等を1か月以上かけて受講）の受講を完了し、かつ以下のいずれかを満たす方のみ府中市から証明書を発行することができます。 ① 現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする者 ② 創業後5年未満の者（事業を開始した日以降5年を経過していない個人または法人【※1 ※2】） ※1 個人事業主を経て法人成りした場合には、個人事業主として創業した日から起算します。 ※2 創業後5年未満の者であっても、創業時の事業とは別の新たな事業を開始する場合は証明書の発行対象者となりません（質問No.11参照）。 なお、創業時の事業を発行申請日までに廃業し、現在事業を営んでいない状態であれば新たな事業を開始した場合でも証明書の発行対象者となります。
2	証明書発行までどのくらいかかりますか。	受理してから5営業日程度で発行いたします（即日発行は不可）。郵送をご希望の場合は、さらに郵送期間が発生しますのでご注意ください。
3	証明書発行の手数料はいくらですか。	無料で発行しております。
4	証明書の再発行は可能ですか。	あらためて発行申請いただければ、再発行できます。ただし、証明書の有効期限は、下記のうち早い日付となりますので、ご注意ください。 （1）令和9年3月31日 （2）創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届または法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から5年を経過していない日
5	発行申請はオンラインでも可能ですか。	オンラインでの申請は受け付けていません。窓口（府中市役所3階 産業振興課）で直接申請をお願いします。
6	未定により発行申請書が一部空欄ですが、証明書は発行してもらえますか。	発行可能です。ただし、証明書の提出先によっては必須項目もあるため、提出先に事前確認することを推奨いたします。
7	本店登記地をバーチャルオフィスとして証明書の発行申請は可能ですか。	発行可能です。ただし、証明書の提出先によっては必須項目もあるため、提出先に事前確認することを推奨いたします。
8	氏名は本名ではなくビジネスネームやカタカナ表記で証明書を発行してもらえますか。	氏名は本名に限らず、ビジネスネームやカタカナ表記での発行が可能です。 ただし、証明書の提出先によってはビジネスネーム等で発行された証明書では支援制度を活用できないこともあるため、提出先に事前に確認することを推奨いたします。 ※創業塾やセミナー等を受講する際に登録した氏名と証明書の氏名は同一である必要があります。 ※本名以外で証明書を発行する場合、本人確認のために免許証等の本人確認書類の写しをご提出いただきます。
9	他の市町村で創業する場合、府中市の証明書により各種支援を受けられますか。	受けたい支援制度によって変わりますので、提出先にご確認ください。 （例、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合、府中市の証明書では登録免許税の支援は受けることができません。）
10	一般社団法人でも証明書は発行してもらえますか。	発行可能です。 ただし、一般社団法人の場合、登録免許税減免の支援は受けられません。（登録免許税の減免は、株式会社、合同会社のみ対象となるため。）
11	現在事業（例:食品）を行っているが、別業種の事業（例:IT）を開始する場合、証明書発行の対象になりますか。	業種に関わらず、現に事業を営む個人または法人が別の新たな事業を開始する場合、個人または法人として開始する別の新たな事業については証明書発行の対象外です。なお、創業時の事業を発行申請日までに廃業し、現在事業を営んでいない状態であれば新たな事業を開始した場合でも証明書の発行対象者となります。 （現の事業についての証明書発行の可否は、質問No1をご参照ください。）
12	個人事業主として事業を行っていたが、廃業届を出しました。次は新たに法人を設立したいのですが、この法人設立時は証明書発行対象となりますか。	廃業届を出した結果、現に事業を営んでいない状態で証明書の発行要件を満たした方に対しては証明書の発行は可能です。
13	代表者が複数いる場合、半分ずつセミナーを受講することはできますか。	できません。セミナーは代表者一人がすべて受講する必要があります。
14	セミナーの全カリキュラムを、1週間以内ですべて受講することはできますか。	できません。国の方針により、1ヶ月以上をかけて、4回以上の講座等を受講いただく必要があります。
15	すでに登記済ですが、後から証明書を法務局に提出して、登録免許税を減免してもらうことはできますか。	できません。必ず登記時に証明書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

16	創業してから5年以上経っていますが、セミナーは受けられますか。	セミナーの受講可否は、実施している各事業者に直接お問い合わせください。 なお、受講できたとしても、創業後5年以上経っているため府中市から証明書を発行することはできませんので、ご了承ください。
17	同時に2つの業態で創業を行う予定だが、それぞれについて証明書の発行は可能ですか。	証明書の発行は可能です。各種支援を受けることができるか否かは、提出先にご確認ください。
18	証明書の発行について地域・職種における例外はありますか。	法令及び公序良俗に反しない限り、証明書の発行要件を満たした方に対しては証明書の発行は可能です。